

サイバーセキュリティ基本法案の概要

第I章. 総則

■ 目的（第1条）

■ 定義（第2条）

⇒ 「サイバーセキュリティ」について定義

■ 基本理念（第3条）

⇒ サイバーセキュリティに関する施策の推進にあたっての基本理念について次を規定

- ① 情報の自由な流通の確保を基本として、官民の連携により積極的に対応
- ② 国民1人1人の認識を深め、自発的な対応の促進等、強靱な体制の構築
- ③ 高度情報通信ネットワークの整備及びITの活用による活力ある経済社会の構築
- ④ 国際的な秩序の形成等のために先導的な役割を担い、国際的協調の下に実施
- ⑤ IT基本法の基本理念に配慮して実施
- ⑥ 国民の権利を不当に侵害しないよう留意

■ 関係者の責務等（第4条～第9条）

⇒ 国、地方公共団体、重要社会基盤事業者（重要インフラ事業者）、サイバー関連事業者、教育研究機関等の責務等について規定

■ 法制上の措置等（第10条）

■ 行政組織の整備等（第11条）

第II章. サイバーセキュリティ戦略

■ サイバーセキュリティ戦略（第12条）

⇒ 次の事項を規定

- ① サイバーセキュリティに関する施策の基本的な方針
- ② 国の行政機関等に
おけるサイバーセキュリティの確保
- ③ 重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進
- ④ その他、必要な事項

⇒ その他、総理は、本戦略の案につき閣議決定を求めなければならないこと等を規定

第III章. 基本的施策

■ 国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保（第13条）

■ 重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進（第14条）

■ 民間事業者及び教育研究機関等の自発的な取組の促進（第15条）

■ 多様な主体の連携等（第16条）

■ 犯罪の取締り及び被害の拡大の防止（第17条）

■ 我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある事象への対応（第18条）

■ 産業の振興及び国際競争力の強化（第19条）

■ 研究開発の推進等（第20条）

■ 人材の確保等（第21条）

第III章. 基本的施策（つづき）

■ 教育及び学習の振興、普及啓発等（第22条）

■ 国際協力の推進等（第23条）

第IV章. サイバーセキュリティ戦略本部

■ 設置等（第24条～第35条）

⇒ 内閣に、サイバーセキュリティ戦略本部を置くこと等について規定

附則

■ 施行期日（第1条）

⇒ 公布の日から施行（ただし、第II章及び第IV章は公布日から起算して1年を超えない範囲で政令で定める日）する旨を規定

■ 本部に関する事務の処理を適切に内閣官房に行わせるために必要な法制の整備等（第2条）

⇒ 情報セキュリティセンター（NISC）の法制化、任期付任用、国の行政機関の情報システムに対する不正な活動の監視・分析、国内外の関係機関との連絡調整に必要な法制上・財政上の措置等の検討等を規定

■ 検討（第3条）

⇒ 緊急事態に相当するサイバーセキュリティ事象等から重要インフラ等を防御する能力の一層の強化を図るための施策の検討を規定

■ IT基本法の一部改正（第4条）

⇒ IT戦略本部の事務からサイバーセキュリティに関する重要施策の実施推進を除く旨規定

サイバーセキュリティ戦略本部の機能・権限（イメージ）

